

令和7年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和7年5月9日）

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。ただいまから、令和7年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、2番佐藤良治さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期を、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

遠藤議会事務局長。

○議会事務局長（遠藤裕子君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案3件、報告3件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和7年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 3 号

○議長（本田加津子君） 日程第4 報告第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて御提案申し上げます。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、歌志内市税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の2ページを御覧願います。

第36条の2は、市民税の申告の規定、第63条の2は、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出の規定でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用条文の整理でございます。

第82条は、種別割の税率の規定でございます。

軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しを行い、125CC以下について2,000円とする基準を新設するものでございます。

第89条は、種別割の減免の規定でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用

条文の整理及び軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備でございます。

第90条は、身体障害者に対する種別割の減免の規定でございます。

道路交通法の改正に伴うマイナ免許証の運用開始による減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備でございます。

第139条の3は、特別土地保有税の減免の規定、第147条は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告の規定でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用条文の整理でございます。

附則第10の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございます。引用先の項ずれに伴う引用条文の整理でございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の新設及び項ずれに伴う繰下げを行うものでございます。

以上で、資料による説明を終わります。本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1条は、施行期日でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、固定資産税に関する経過措置、第3条は、軽自動車税に関する経過措置の規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第3号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 4 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 報告第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

報告第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行に伴い、歌志内市国民健康保険税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の3ページを御覧願います。

第2条は、課税額の規定でございます。

基礎課税限度額を「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等課税限度額を「24万円」から「26万円」に引き上げるものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。

第2条の改正に伴い、減額後の課税限度額を引き上げ、軽減判定所得基準の5割軽減措置を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減措置を54万5,000円から56万円に見直しを行うものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第4号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 5 号

○議長（本田加津子君） 日程第6 報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） —登壇—

報告第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるところでございます。

専決処分の理由は、歌志内市公共施設等整備基金条例第2条の規定に基づき、公共施設等整備基金の積立てを増額することにしました。

このため予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）。

次ページをお開き願います。

令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）。

令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,100万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,094万円とする。

第2項は、省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費24節積立金2億円の増額補正は、特別交付税の増額補正分と決算見込みを勘案し、公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

これに伴い、公共施設等整備基金の令和6年度末の現在高見込額は26億7,436万457円となります。

次に、15款1項1目とも予備費1億3,899万1,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、補正予算の事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

10款1項1目1節とも地方交付税6,100万9,000円の増額補正は、特別交付税の増で、前年度に比べ3,136万3,000円、4.3%減の6億9,100万9,000円の交付決定があったことから、当初予算6億3,000万円に追加するものでございます。

以上で、報告第5号専決処分の承認を求めることについて、御説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、報告第5号について採決をいたします。
この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
したがって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

議案第22号

○議長（本田加津子君） 日程第7 議案第22号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

議案第22号固定資産評価員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価員（無給）に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字東光3番地10。

氏名、佐々木厚史。

生年月日、昭和40年5月22日。

職業、歌志内市市民課長。

提案理由は、令和7年4月1日付で所管課長に異動があったので、任命替えをしようとするものでございます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、
討論を終わります。

これより、議案第22号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、これに同意することに決しました。

議案第23号

○議長（本田加津子君） 日程第8 議案第23号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第23号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）等の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の1ページを御覧願います。

第18条は、公示送達の規定でございます。

公示送達について、インターネットを用いる方法の定義の規定の整備をするもので、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から適用するものでございます。

第18条の3は、納税証明事項の規定でございます。

第18条の改正に伴う文言を整理するもので、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から適用するものでございます。

第34条の2は、所得控除の規定でございます。

特定親族特別控除額の規定の整備をするもので、大学生の扶養親族が年収150万円まで稼働収入があっても63万円の控除を受けることができる規定を追加するもので、令和8年1月1日から適用するものでございます。

第36条の2は、市民税の申告の規定でございます。

特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税の申告義務に係る規定の整備をするもので、令和8年1月1日から適用するものでございます。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定でございます。

特定親族特別控除額の規定の整備をするもので、令和8年1月1日から適用するものでございます。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定でございます。

特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出の義務に係る規定の整備をするもので、令和8年1月1日から適用するものでございます。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の規定でございます。

加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例の規定の整備をするもので、たばこ税

全体の公平性を期すため、価格要素を廃止し、重量のみに応じて課税する方式とする規定の新設をするもので、令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては、資料で御説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2条は、公示送達に係る経過措置、附則第3条は、市民税に係る経過措置、附則第4条は、市たばこ税に関する経過措置の規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） お聞きしておきたいと思います。

たばこ税に関することなのですけれども、あまりたばこ税に関して聞くことがないので、ここに出てきたので聞いておきたいと思います。

たばこ税に関しては、令和5年度の決算で約2,000万円弱あります。令和3年度から5年度までの3年間で、たばこ税の収入というのは、6,000万円弱あると思います。

たばこ税の使途というのは、どういうふうに使われているのか、目的税ではないというのは承知の上で聞いているのですけれども、もしこういうものに使ったというのが分かるのであれば、お答えいただきたいと思うのです。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） たばこ税の使途ということなのですけれども、令和3年から5年で6,000万円というお話がございまして、当市の使途としては、特段使っているという実績はございません。一般財源としてそのまま翌年度に繰越しという形が取られているものと考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 一般財源として使われているということだと思います。たばこ税という名前がついているので、逆に言えば、半目的税的な使い方もできるのではないかと考えております。

市役所の喫煙所の問題だとか、そういったところにも新しく喫煙所を設けて、今、市の職員、お昼休みになって、仕事が終わったりだとかの時間を使って、市役所から出てサイクリングロードのほうで喫煙しているということが見受けられるのですけれども、それがいいか悪いかというのは別にして、そういった方々もいるので、市役所の敷地の中で、健康増進法の第29条に規定があるので、それを読んでもらえば、いろいろなことをクリアできれば、市役所の近くに喫煙所を設けて、たばこを吸う場所もつくれるということを書かれているので、そういったことについて、たばこ税という名前がついているので、そういうものの使い道というものも多分できると思うのですけれども、私は喫煙者ではないので、私の立場から言うと、吸わない人たちの副流煙だったり臭いだとか、外で吸っている人たちに対する見栄えだとか、そういうのもクリアできるのではないかと考えているのですけれども、今後こういう使い方もできると思うのですけれども、今後、どういうふうを考えていくか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さんに申し上げます。

今、条例の一部を改正する条例の制定についての質疑なので、使い道だとかは、ちょっとず

れてきているかと思うのですけれども、「そしたら」と呼ぶ者あり）もし理事者のほうで答弁できるのであれば、お願いできればと思いますが、いかがですか。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今、女鹿議員からおっしゃられました、目的税ではございませんけれども、今、御意見のあったことを参考にしながら、職員に喫煙者もおりますので、市民レベルでも、庁舎に来られた方の喫煙する場所の確保の観点から、今後、そういったことも含めて検討していきたいと思えます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 4 号

○議長（本田加津子君） 日程第9 議案第24号令和7年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第24号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたします。

議案第24号令和7年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,000万円とする。

第2項は省略いたします。

以上、議案第24号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく御説明いたします。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私から一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬344万8,000円から8節旅費27

万1,000円までの減額補正は、職員の欠員状況の緩和を目的に、総務課の庶務一般経費に一括計上しておりました3名分の会計年度任用職員に係る経費のうち、本年度4月に採用し、配属先が決まった2名分の6月から翌年3月までの経費について、各事業へ予算の組替えを行うため減額するものであります。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1節報酬175万円から8節旅費12万4,000円までの増額補正は、職員の欠員状況を緩和するため、5月に採用の会計年度任用職員に係る6月から翌年3月までの経費を増額するものであります。

2項老人福祉費2目介護保険費1節報酬175万円から8節旅費2万円までの増額補正は、総務課の庶務一般経費からの予算組替えによる会計年度任用職員1名分の6月から翌年3月までの経費を増額するものであります。

次に、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費1節報酬175万円から7ページに参りまして、8節旅費9万6,000円までの増額補正は、こちらも総務課の庶務一般経費からの予算組替えによる会計年度任用職員1名分の6月から翌年3月までの経費を増額するものであります。

次に、10款教育費2項義務教育学校費1目学校管理費14節工事請負費99万円の増額補正は、歌志内学園体育館のステージ前で雨漏りがあり、調査の結果、屋根頂上の棟部分の剥がれなどが確認され、雨漏りを防ぐために改修が必要となったことから増額するものであります。

次に、15款1項1目とも予備費645万1,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第24号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これもちまして、令和7年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

(午前10時36分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 佐 藤 良 治

署名議員 女 鹿 聡